

県立西宮病院と市立中央病院の経営統合を求める意見書提出の件

意見書案第5号 議決第94号

平成27年12月15日議決原案可決

県立西宮病院と市立中央病院の経営統合を求める意見書提出の件

上記意見書案を次のとおり西宮市議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

平成27年12月15日提出

提出者	西宮市議会議員	澁谷 祐介
	〃	岸 利之
	〃	大原 智
	〃	川村よしと
	〃	坂上 明
	〃	佐藤みち子
	〃	篠原 正寛
	〃	中尾 孝夫
	〃	西田いさお
	〃	まつお正秀
	〃	山口 英治
	〃	よつや 薫

県立西宮病院と市立中央病院の経営統合を求める意見書（案）

県立西宮病院と市立中央病院の経営統合については、前市長時代より検討されてきたが、未だ決定に至らず今日を迎えている。

昨今では人口減少や高齢化の急速な進展によって医療需要が大きく変化することが見込まれており、全国的にも医療提供体制再構築への取り組みが求められる中、本市議会では医療課題の解決に公立病院等の再編は重要な選択肢のひとつであると考え、研究を重ねてきたところである。

病院事業の経営効率を高め、不採算部門や高度医療の提供を安定的に果たすためには規模の拡大が不可欠であり、同時に地域における適切な病床数の維持を考えると、施設の更新時期が迫る市立中央病院の再編を図ることは「新公立病院改革ガイドライン」の方向性にも合致し、これは将来も含めた市民・県民の医療環境改善に大きく寄与するものと確信するところである。

よって、県におかれては下記事項に留意され、県立西宮病院と市立中央病院の経営統合について図られるよう要請するものである。

記

- 1 統合後の病院（以下「新病院」と言う）は公立病院本来の在り方をふまえ、県・市が共有した本市の医療課題解決に資する案とすること。
- 2 新病院は双方の医療機能を補完し、総合力を向上させること、またそれによって3次救急体制を構築すること。特に周産期医療、小児医療についての機能を拡充させ、これらの救急体制も整備すること。
- 3 新病院は災害拠点病院としての機能を確立すること。
- 4 新病院の経営主体については慎重に検討するとともに、病院経営に対して市の意見が反映されるよう留意すること。
- 5 新病院設立時の経費負担割合については十分協議の上、県・市の割合が妥当なものとなるよう留意すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月 日

西宮市議会

（提出先）

兵庫県知事